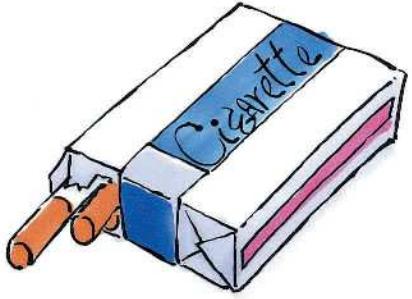


# 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税です。



## 納税義務者

市たばこ税を納めるのは、たばこの製造者、輸入業者及び卸売販売業者です。

### 注意

なお、たばこの小売定価には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

## 税額の計算方法 売渡し本数×税率

## 税率 千本につき6,552円

たばこ税の内訳(1,000本あたり)

たばこ税 (国税)	たばこ特別税 (国税)	道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	計
6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

## 申告と納税

たばこの製造者、卸売販売業者等が毎月分の税額を計算し、翌月末日までに申告するとともに、その税額を納めることになっています。

市たばこ税の収入は、令和3年度決算で約72億円で、市税収入の約4%を占めており、市の一般財源として市民生活に密着した様々な施策に活用されています。

市内で買われたたばこの市たばこ税が、北九州市の収入になります。たばこは北九州市内で購入していただくよう、ご協力をお願いします。

# 鉱産税

鉱産税は、石灰石などの鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

## 納税義務者

鉱産税を納めるのは、鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

## 税額の計算方法

### 山元での鉱物の価格×税率(1%)

#### 注意

ただし、1ヵ月間に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合、税率は0.7%になります。

## 申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格、税額などを、翌月の10日から月末までの間に申告するとともに、その税額を納めることになっています。

# 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯行為にかかる税です。

## 納税義務者

入湯税を納めるのは、鉱泉浴場に入湯する入湯客です。

### ●課税免除

次の場合には、入湯税が免除されます。

- (1) 12歳未満の者が入湯する場合
- (2) 共同浴場や一般公衆浴場に入湯する場合
- (3) 専ら日帰り客の利用に供される施設に1,000円未満の利用料金で入湯する場合
- (4) 修学旅行等の学校行事で入湯する場合

## 税率

入湯税の税率は、次のとおりです。

- (1) 宿泊する場合 1人1泊について150円
- (2) 日帰りの場合 1人1日について100円

## 納税の方法

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、市に納入することになっています。

## 税収及びその使途

令和3年度決算では約1,200万円の税収があり、消防施設等の整備にあてられました。

### 鉱産税

- 納税義務者
- 税額の計算方法
- 申告と納税

### 入湯税

- 納税義務者
- 税率
- 納税の方法
- 税収及びその使途

# 事業所税

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事務所・事業所において行われる事業にかかる税です。

区分	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	市内にある事業所等の合計床面積	従業者に支払った給与総額
免税点	事業所等の合計床面積が1,000m <sup>2</sup> 以下である場合はかかりません。	従業者数の合計が100人以下である場合はかかりません。
税額の計算方法	課税標準×税率(600円)	課税標準×税率(0.25%)
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めることになっています。	
申告納付期限	個人 翌年の3月15日まで 法人 事業年度終了の日から2か月以内	

## 注意

非課税、課税標準の特例及び減免の制度があります。  
詳しくは市役所課税第一課までお問合せください。

## 次の場合にも申告してください

- (1)事業所などを他に貸し付けている場合
- (2)事業所などの合計床面積が800m<sup>2</sup>を超える場合
- (3)従業者数の合計が80人を超える場合

## ●加算金 次の場合には、延滞金とは別に加算金がかかります。

### (1)期限までに申告しない場合:不申告加算金

納税すべき税額×15% ※一定金額を超える場合は、その差額分について5%

### (2)税額を過少に申告した場合:過少申告加算金

不足税額×10% ※一定金額を超える場合は、その差額分について5%

### (3)故意に事実を隠ぺいしたり、事実を仮装した場合:重加算金

●不申告加算金が徴収されるときは、不申告加算金に代えて納税すべき税額×40%

●過少申告加算金が徴収されるときは、過少申告加算金に代えて不足税額×35%

※平成29年1月1日以降の申告から、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等により不申告加算金又は重加算金を課される場合はその割合に10%が加算されます。

## 税収及びその用途

令和3年度決算では約74億2,000万円の税収があり、道路や駐車場などの交通施設、学校その他の教育文化施設、医療施設・保育所などの福祉施設等の整備にあてられました。

# 環境未来税

環境未来税は、「環境未来都市」の創造を目指す北九州市において、最終処分場の安定的確保や環境産業の振興、資源化技術の開発など、さまざまな環境施策に要する費用にあてるために設けられた法定外目的税で、市内の最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処行為を対象とするものです。

納税義務者	市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者
課税標準	納税義務者が市内の最終処分場で処分する産業廃棄物の埋立量
税額の計算方法	課税標準×税率(1,000円／トン)
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して納めることになっています。
申告納付期限	毎月末日 (前月中に埋立処分した産業廃棄物について申告します。)

## 注意

- ①「最終処分業者」とは、市長の許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいい、「自家処分事業者」とは、自己の生じさせた産業廃棄物の埋立処分を自ら行う事業者をいいます。
- ②税負担の公平性や税の簡素化の観点から、課税の特例措置は設けていません。
- ③期限までに申告しない場合や税額を過少に申告した場合には、延滞金とは別に加算金がかかります。(P.55参照)

## 税収及びその使途

令和3年度決算では約8億8,200万円の税収があり、事業系ごみの資源化・減量化対策、リサイクル・資源化技術に対する研究開発費等の支援や資源循環型産業を基軸とした新たな環境産業の創造などのために役立てられました。

環境未来税

●納税義務者など  
(一覧表)●税収及び  
その使途

特別土地保有税

# 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の所有又は取得に対してかかる税ですが、平成15年4月1日以後の特別土地保有税については、当分の間、その課税が停止されています。

# 宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてるために設けられた法定外目的税で、市内に所在する宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課するものです。

## 納税義務者

北九州市内に所在する次の事業を行う宿泊施設への宿泊者になります。

- 旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）
- 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）
- 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）

## 税率

宿泊者1人1泊につき150円となります。

（北九州市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る福岡県の宿泊税の税率1人1泊につき50円）

市税率	県税率	合計
150円	50円	200円

## 納税の方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、宿泊者から宿泊税を徴収し、原則として、毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに、申告納入していただきます。なお、申告や届出等の手続きは電子申告が可能です。

### 注意

北九州市域内の宿泊税は、北九州市が一括して課税と徴収を行いますので、県宿泊税を分けて納入していただく必要はありません。

## 税収及びその使途

令和3年度決算では、約2億5,800万円の税収があり、その使途については、本市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用にあてることにしています。